

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に  
当たると翌日)

目次  
◇告 示 保安林の皆伐による立木の伐採につき許可をすべき面積の限度(造林課)

## 告 示

鳥取県告示第九百三十号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、平成二年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

平成二年十二月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

保安林の種類	同一の単位とされる保安林の所在場所	皆伐面積の限度 (ヘクタール)	単位区域名
水源かん養保安林	八頭郡河原町・郡家村を 除く全町	二・三・四・三〇〇	八頭地区
保健康保安林	八頭郡若桜町	七六・一二	東部地区
土砂流出防備保安林	八頭郡智頭町	一三・六二	若桜
土砂流出防備保安林	八頭郡船岡町	一四・三八	智頭
土砂流出防備保安林	八頭郡用瀬町	一・六三	船岡
土砂流出防備保安林	八頭郡八東町	一四・七六	用瀬
土砂流出防備保安林	八頭郡佐治村	二・九二	八東
土砂流出防備保安林	八頭郡船岡町	一・四〇	佐治
土砂流出防備保安林	八頭郡用瀬町	〇・四〇	喜才谷山
土砂流出防備保安林	八頭郡船岡町	〇・四四	明見谷東平
土砂流出防備保安林	八頭郡船岡町	〇・九六	池ノ内下平
土砂流出防備保安林	八頭郡船岡町	一・五六	赤波
土砂流出防備保安林	八頭郡河原町・郡家村	一〇・四三・一二	鳥取地区
水源かん養保安林	八頭郡河原町	六・三一	河原
水源かん養保安林	八頭郡郡家町	一三・一一	郡家
水源かん養保安林	八頭郡岩美町	九〇・二〇	岩美
水源かん養保安林	八頭郡国府町	五・七五	国府
水源かん養保安林	八頭郡福部村	〇・三〇	福部
水源かん養保安林	八頭郡鳥取市	五六・五二	鳥取
水源かん養保安林	八頭郡気高町	一・八〇	気高

